滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	滑走路Ｄの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	滑走路Ｄの23側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	滑走路Ｄの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	滑走路Ｄの23側末端から九百メートルまでの滑走路上
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	滑走路Ｄの過走帯の末端
航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	一万カンデラ	七千二百カンデラ	最大千四百カンデラ
航空可変白六千五百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路Ｄの中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
一万カンデラ	滑走路Ｄの23側末端灯列の両外側

ニ　七　航空灯火の利用上の特記事項⑵中「及び滑走路Ｂの22側」を「、滑走路Ｂの22側及び滑走路Ｄの23側」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年十月二十一日

○国土交通省告示第九百六十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

第四項の表旭川ＩＬＳの項中「旭川空港及びその周辺」を「旭川空港内」に、

グライドスロープ	329.596 329.604	0.4 2

を

グライドスロープ	329.596 329.604	0.4 2

に、「343°」を「344°」に、同表新千歳０１ＬＩＬＳの項中

グライドスロープ	329.596 329.604	0.2 2
ミドルマーカー	75	

「平成12年７月13日から供用再開」を「平成22年９月23日から平成22年10月29日まで供用休止」に、同表新千歳１９ＲＩＬＳの項中「新千歳空港及びその周辺」を「新千歳空港内」に、「182°」を「185°」に、同表大館能代ＩＬＳの項中「大館能代空港及びその周辺」を「大館能代空港内」に、

グライドスロープ	334.254 334.246	2 0.2
ミドルマーカー	75	1

を

グライドスロープ	334.254 334.246	2 0.2

に改め、「平成10年７月18日」の次に「（平成22年９月23日から平成22年11月17日まで供用休止）」を加え、同表東京２２ＩＬＳの項の次に次のように加える。

東京23ＩＬＳ	上欄に同じ	東京国際空港内	ローカライザー	110.5	10				3.0°
			グライドスロープ	329.604 329.596	2 0.2	232°	ＩＴＤ	24時間	平成22年10月21日	カテゴリーⅠ	
			DME	1,003	100						

附　則

この告示は、平成二十二年九月二十三日から施行する。ただし、第四項の表東京２３ＩＬＳの項の改正規定は、同年十月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第九百六十二号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

三　変更した事項（本事項に関しては、平成二十二年八月二十六日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、平成九年運輸省告示第五十四号及び平成二十二年国土交通省告示第百八十二号を参照。）

イ　空港の総面積　千五百二十一万七千五百九平方メートル

ロ　着陸帯　着陸帯Ｄを新設した。

着陸帯Ｄ

(1)　等級　Ｂ級

(2)　長さ　二千六百二十メートル

(3)　幅　三百メートル

ハ　滑走路　滑走路Ｄを新設した。

滑走路Ｄ

(1)　長さ　二千五百メートル

(2)　幅　六十メートル

(3)　方位　北四十二度三十三分四十七秒東（真方位）

(4)　強度　単車輪荷重四十三トン

(5)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ニ　誘導路

延長　四万二千六百七十四メートル

ホ　エプロン

面積　二百五十二万三千五十五平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年十月二十一日

○四国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百七十七号	丸亀市綾歌町岡田上字重永一六〇一番一から同市綾歌町岡田上字今滝三八〇番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月二十六日